

八王子市・相模原市 地域周遊促進事業企画運営業務委託
公募型プロポーザルに関する懇談会開催要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、八王子市・相模原市 地域周遊促進事業企画運営業務委託(以下「業務委託」という。)の受託者選定を公募型プロポーザルによって行うことに伴い、その提案内容に関する意見聴取及び意見交換を行うための懇談会(以下「懇談会」という。)の開催に必要な手続きについて定めるものである。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「八王子市・相模原市 地域周遊促進事業企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)の策定に関する意見聴取及び意見交換をすること。
- (2) 「八王子市・相模原市 地域周遊促進事業企画運営業務委託 公募型プロポーザル 審査のめやす」の策定に関する意見聴取及び意見交換をすること。
- (3) 公募型プロポーザル参加者の審査に関する意見聴取及び意見交換をすること。

(構 成)

第3条 懇談会は、別表に掲げるものをもって構成する。

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間はこの要綱の施行の日から令和8年6月30日までとする。

(会 議)

第5条 懇談会の会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

(秘密の保持)

第6条 懇談会員は、懇談会で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

(責 務)

第7条 懇談会員は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(意見交換)

第8条 プロポーザルにおける書類審査及びプレゼンテーション審査に関する意見聴取及び意見交換については、第2条第1項にある実施要領を参考にして行うものとする。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、産業振興部観光課において処理する。

(会議の公開)

第10条 この懇談会は、業務委託の受託者選定に関する意見交換を行うものであることから、非公開とする。

附則

- 1 この要綱は「八王子市・相模原市 地域周遊促進事業企画運營業務委託 公募型プロポーザルに関する懇談会開催要綱の策定について」の決裁日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。

別表

懇談会構成員（以下の職にある者を、懇談会の構成員として充てるものとする。）

	職名	分野
1	産業振興部 日本遺産推進課長	日本遺産「桑都物語」 所掌部署
2	相模原市市長公室政策部 観光政策課長	連携市 所掌部署
3	八王子観光コンベンション協会事務局長	市内の観光及び地域の特性・事情に精通した関連団体
4	相模原市観光協会事務局長	
5	市民委員	